

## 貸出条件

### 第1 性能保証

借受者は貸出機械引渡し時に、正常な性能を備えていることを確認の上、借り受けること。

### 第2 管理

借受者は、貸出機械を善良なる管理者の注意を持って使用し、管理するものとする。

### 第3 費用負担

下記原則のもと最終的な費用負担については、県と借受者との協議により決定するものとする。

#### (1) 故障・事故等発生時の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、毀損又は故障が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

#### (2) 第三者に対する損害の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

#### (3) 借受者に対する損害の費用負担

借受者による貸出機械の使用及び保管に起因し、借受者自身に対し人的損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借受者が必要な費用を負担するものとする。

### 第4 禁止事項

借受者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

#### (1) アダプト活動範囲以外の場所での使用

#### (2) 貸出機械操作者以外の者による運転

※操作者は必ず操作講習会を受講する必要があります。

#### (3) 借受者の監督下でない者への転貸

#### (4) 貸出機械を使用して収入を得る行為

#### (5) 貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更

#### (6) 返却時間を超過しての使用

#### (7) 雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用

#### (8) 怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用

#### (9) その他、河川課長が不適切と判断した行為

### 第5 責務

借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

#### (1) 自走式等草刈機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）

#### (2) 自走式等草刈機使用時における、当該機械の5m四方に人や物がいない状態での使用

#### (3) 台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策

#### (4) 貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検

#### (5) 河川課長が別に定める運用の徹底

### 第6 貸出承認の取消し

河川課長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消す場合がある。

#### (1) 貸出申請書など事業実施に当たり必要な手続きに虚偽があった場合

#### (2) 本貸出条件に違反があった場合

#### (3) 貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合

#### (4) 災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸し出す必要が生じた場合